

行田市子ども読書活動推進計画 策定委員会の委員を募集します

市では、子どもの読書活動を推進するため、行田市子ども読書活動推進計画を定めています。このたび、第4次の計画を策定するため、策定委員会の委員を募集します。

▶募集期間 12月1日(月)～28日(日)

▶応募資格 次の全ての要件を満たす方

- ・満18歳以上で市内在住または在勤している方
- ・平日昼間に開催する会議(年2～3回程度)に出席できる方
- ・応募日現在、本市の他の附属機関の委員の職にない方
- ・市職員および市議会議員でない方

▶募集人数 1人

▶任期 委嘱日から行田市子ども読書活動推進計画(第4次)の策定が完了する日まで

▶選考方法 書類選考の上決定し、結果は応募者全員に通知します。

▶申し込み 住所、氏名、生年月日、年齢、職業、電話番号(市外在住で市内に勤務している方は勤務先の住所、会社名)、子どもの読書活動に関する考え方など(400文字程度)を図書館で配布している応募用紙(図書館ホームページからダウンロード可)に記入の上、12月28日(日)(必着)までに持参、郵送、Eメールのいずれかの方法により提出してください(持参は休館日を除く)。

【持参・郵送】〒361-0032 行田市佐間3-24-7 行田市立図書館

【Eメール】tosyo@city.gyoda.lg.jp

▶問い合わせ 同館☎ 556-4227

各種相談 (12月15日～令和8年1月14日)

相談	場所	期日	時間	問い合わせ
法律(予約制)	産業文化会館 2階会議室	12月23日(火)	※予約は12月1日(月)から 午前9時30分～正午	地域活動推進課 (内線252)
		1月8日(木)	※予約は12月15日(月)から 午後1時30分～4時	
行政機関に対する意見・要望	産業文化会館 2階会議室	12月15日(月)	午後1時30分～3時30分	
消費生活多重債務	市役所	毎週月～金曜日(祝日を除く)	午前9時30分～正午 午後1時～3時30分	消費生活センター (内線495)
相続、遺言、離婚、日常生活の困り事	VIVAぎょうだ	1月14日(火)	午後1時～5時	埼玉県行政書士会埼北 支部☎ 564-0104
夫婦関係・DVなど (予約制) ※女性相談員対応	VIVAぎょうだ	毎週木・土曜日 ※土曜日は市内在住の方を対象に電話相談 も受け付けます。	午後1時～4時 (電話相談は午後1時～2時)	VIVAぎょうだ ☎ 556-9301
人権	忍・行田公民館	1月14日(火)	午後1時30分～3時30分	人権・男女共同参画 推進課(内線221)
税務(予約制)	関東信越税理士会行田支部 (市役所前)	毎週水曜日(祝日を除く) ※予約受け付けは毎週月・水・金曜日(祝日を除く) の午前10時30分～午後3時30分	午後1時～4時	関東信越税理士会 行田支部 ☎ 554-1411
夜間の納付相談	市役所	毎週火曜日(祝日を除く)	午後5時15分～7時	収納課(内線236・237)
水道料金の夜間納付	水道庁舎(前谷)	12月16日(火)、1月6日(火)	午後5時15分～7時	水道課☎ 553-0131

※一部の相談についてはメールでの問い合わせもできます。詳しくは、市ホームページをご確認ください。

行田市ファミリー・サポート・センター の協力会員を募集しています

子育てについて「何かお役に立てれば」と思っている方はいませんか。行田市ファミリー・サポート・センターでは、子育てのサポートをしてくれる協力会員を募集しています。

▶募集要件

- ・市内在住の方
- ・心身共に健康で保育の援助活動ができる方
- ・子育てのサポートをしたいという熱意をお持ちの方

▶主な援助内容

- ・保育園、幼稚園、小学校などの開始時間までの子どもの預かり
- ・保育園、幼稚園、小学校など終了後の子どもの預かり
- ・学童保育室、習い事などの送迎
- ・保護者が冠婚葬祭、学校行事に出席する間の子どもの預かり
- ・その他子育てのサポート

▶謝礼

- ・午前7時～午後7時(月～金曜日)30分当たり
350円
- ・上記時間外(月～金曜日)30分当たり400円
- ・土・日曜日、祝日、年末年始30分当たり400円

▶問い合わせ 同センター(総合福祉社会館「やすらぎの里」内)☎ 550-7620

納期のお知らせ(12月分)

納付書や口座振替で納めていただく方(普通徴収)

市県民税・・・・・・・・・・・・・・・・4期
国民健康保険税・・・・・・・・・・・・6期
介護保険料・・・・・・・・・・・・6期
後期高齢者医療保険料・・・・・・・・6期

納期限 12月25日(木)

- ・市税などの納付には、「安心!確実!便利!」な口座振替をご利用ください。
- ・納付の相談は随時窓口で実施しています。

▶問い合わせ 収納課(内線236・237)

年金からあらかじめ差し引かれる方(特別徴収)

12月支給の年金から差し引きます。

- ①市県民税
- ②国民健康保険税
- ③介護保険料
- ④後期高齢者医療保険料

▶問い合わせ ①税務課(内線231) ②健康課(内線271) ③高齢者福祉課(内線277) ④健康課(内線227)

固定資産税・都市計画税は1月1日が基準日です

固定資産税・都市計画税は、毎年1月1日現在の登記簿または課税台帳に登録されている方に課税されます。このため、売買などを行っていても、年内に所有権移転登記などが済んでいない場合は、前の所有者に課税されますのでご注意ください。

また、家屋を取り壊した場合には、次のとおり手続きを行ってください。

《登記家屋》

①法務局への手続きが完了している場合

法務局から市役所に通知 ⇒ 現地確認 ⇒
課税台帳から削除

②法務局への手続きが完了していない場合

市役所に家屋取壊届出書を提出 ⇒ 現地確認 ⇒
課税台帳から削除

《未登記家屋》

市役所に家屋取壊届出書を提出 ⇒ 現地確認 ⇒
課税台帳から削除

これらの手続きが行われない場合には、家屋の取り壊しを確認できないことがあります。

▶問い合わせ 税務課資産税担当(内線233・234)

行田税務署から令和7年分の確定申告のお知らせ

混雑する確定申告会場に行かずして、マイナンバーカードとスマートフォンを使用して自宅で確定申告ができますので、ぜひご活用ください。



なお、マイナンバーカードおよび電子証明書の有効期限には注意してください。

有効期限が過ぎた場合、e-Taxは利用できません。確定申告の時期が近付くと、市の更新窓口の混雑が予想されるため、早めの更新手続きをお願いします。



▶問い合わせ 行田税務署個人課税第一部門
☎ 556-2123(直通)

第3期納期限 12月25日(木)

受益者負担金は、下水道供用開始となった時点での、使用の有無を問わず土地の面積に応じて賦課されます。この負担金の納付には便利な口座振替をご利用ください。また、期限内の納付が困難な場合は、納付相談をご利用ください。

なお、負担金賦課区域内の土地で売買・相続などにより受益者の変更があった場合は、下水道課までご連絡ください。

▶問い合わせ 同課業務担当☎ 564-0303

さしあげます

▷学習机 ▷タンス ▷テーブル ▷本棚 ▷電気ポット ▷コーヒーメーカー ▷こたつ ▷茶箱 ▷テレビ ▷ペット用ドライヤー ▷ひな壇(3段) ▷洋服ダンス

ゆずってください

▷ソファ(二人掛け) ▷エアロバイク ▷自転車 ▷子ども用歩行器 ▷子ども用自転車 ▷卓上ミシン ▷ドラム缶 ▷ベビーカー(A型) ▷ベビーベッド

9
5
3
0
▼
問い合わせ
環境課
5
5
6
|

市では、資源の有効利用とごみの減量化を図るために、この制度は紹介制となりますので、紹介後は、本人同士で話し合いの上、登録期間は3ヶ月です。なお、登録期間は3ヶ月です。

不用品情報(無料)